

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応水道料金負担軽減事業(水道事業会計繰出金)	①水道事業において、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者などの水道使用者に対し、経済的負担の軽減を図るため、対象期間において水道基本料金を無償化するもの。 対象期間: R8.3月検針(4月請求)～R8.8月検針(9月請求)の6か月間 ②水道事業に繰出し、基本料金無料化に係る費用に充てる ③対象数: 25,100件、対象額(見込): 31,019千円×6カ月＝186,114千円 ④市と給水契約を結んでいる使用者(公的機関除く)	R8.4	R8.10
2	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応水道料金負担軽減事業(給水施設事業特別会計繰出金)	①給水施設事業において、物価高騰の影響を受けている生活者や事業者などの水道使用者に対し、経済的負担の軽減を図るため、対象期間において水道基本料金を無償化するもの。 対象期間: R8.3月検針(4月請求)～R8.8月検針(9月請求)の6か月間 ②給水施設事業に繰出し、基本料金無料化に係る費用に充てる ③対象数: 589件、対象額(見込): 660千円×6カ月＝3,960千円 ④市と給水契約を結んでいる使用者(公的機関除く)	R8.4	R8.10
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	物価高騰対応水道料金負担軽減事業(飲用井戸使用料、高度総合木材加工団地専用水道使用料、農業用水使用料))	1.飲用井戸使用料 ①飲用井戸事業において、物価高騰の影響を受けている生活者などの水道使用者に対し、経済的負担の軽減を図るため、対象期間において飲用井戸使用料金を無償化するもの。 対象期間: R8.3月検針(4月請求)～R8.8月検針(9月請求)の6か月間 ②市(飲用井戸事業)と契約している水道使用者への料金の免除 ③対象数: 37件、対象額(見込): 40,330円×6カ月＝242千円 ④市と給水契約を結んでいる使用者(公的機関除く) 2.高度総合木材加工団地専用水道使用料 ①令和8年4月請求分から9月請求分までの6カ月分の水道料金の基本料金について減免を行うことで、物価高騰の影響を受ける事業所の経済的負担を緩和するもの。 ②基本料金の減免措置分 177千円 ③基本料金1,180円×25企業×6カ月＝177千円 ④高度総合木材加工団地内の専用水道使用企業 3.農業用水使用料 ①水道使用者の経済的負担の軽減を図るもの ②基本料金: 44千円(43,680円) ③基本料金月額520円×14メーター×6か月 ④若林農地利用者	R8.4	R8.9
4	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	タクシー事業者事業継続支援事業	①人件費の上昇や2024年問題に伴い、経営に大きな影響が生じているタクシー事業者の事業継続及び地域公共交通の安定的な運行並びに市民生活に必要な移動手段の維持を目的とする。 ②補助金(タクシーの維持費用を支援) ③タクシー1台当たり50千円×65台＝3,250千円 ④市内に営業所を置くタクシー事業者(8社)	R8.4	R9.3
5	⑦医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設に対する物価高騰重点支援事業	①エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた、電力・ガス・食料品等の物価高騰相当額について、利用者に負担を求めることなく施設運営を行うため、社会福祉施設へ支援するもの。 ②負担金・補助及び交付金 ③施設件数1,113件30,490千円 負担割合1/2 計15,245千円 ④高齢施設 障がい施設 こども施設	R8.4	R9.3
6	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	放課後児童健全育成事業	①物価高騰等により経済的負担が多くなっている子育て世帯の生活の支援を行うため、放課後児童クラブを利用する保護者の利用料を軽減する。 ②クラブ利用料(おやつ代除く) ③軽減額21,784千円(利用者920名、軽減率 利用料の1/2。ただし夏休みは利用料の2/3) ④小学生の保護者	R8.4	R9.3

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
7	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子どもの居場所づくり補助金交付事業	①物価高騰下で食材費・消耗品費・光熱水費等が高騰している中、安定した子どもの居場所づくり運営のために必要な経費 ②事業運営に要する経費 ③事業運営費 対象団体11団体×月上限10千円×12か月＝1,320千円 ④市内の子どもの居場所づくり団体運営者	R8.4	R9.3
8	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	子ども医療費助成事業	①物価高騰等により経済的負担が多くなっている子育て世帯の生活の支援を行うため、出生から高校生までの医療費を助成している。令和7年10月より拡充した高校生等の医療費の助成に充当するもの。 ②医療費助成 ③助成金38,712千円(38,711,892円)(高校生等分)(うち22,115千円に交付金を充当) ④高校生等の保護者	R8.4	R9.3
9	②物価高騰に伴う低所得者世帯・高齢者世帯支援	高齢者エアコン設置支援事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援として、経済的な理由により、自宅に1台も使用できないエアコンがない高齢者のいる非課税世帯に対し、エアコンの購入費用等を補助するもの。本事業実施により、高齢者の熱中症による健康被害の予防にもつながっていく。 ②高齢者のいる非課税世帯へのエアコン購入費用等の補助金及び事務費 ③補助金:90千円×170世帯＝15,300千円 事務費:1,855千円(会計年度任用職員(報酬、職員手当等、共済費、旅費)需用費(事務用品)、役務費(郵便料)) ④高齢者のいる市県民税非課税世帯	R8.4	R9.3
10	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	街路灯更新支援事業	①エネルギー価格の高騰による、商店街が管理する街路灯の維持管理に係る経費負担を軽減するためLED街路灯の更新費用を支援するもの。 ②商店街への補助金 3,600千円 ③補助率4/5 上限2,000千円 2団体合計4,500千円×4/5＝3,600千円 ④商店街	R8.9	R9.1
11	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	一般貨物自動車運送事業者等経営継続支援事業	①燃料や物価の高騰のなか、価格転嫁することが困難な事業者(物流)に対し負担軽減と事業継続を目的に支援するもの。 ②事業所への補助金 22,000千円 ③普通貨物自動車(大型トラック等)50千円/1台 小型貨物自動車・軽貨物自動車 25千円/1台 交付上限 法人:500千円 個人:150千円 法人54社 21,225千円 個人16社＝775千円 合計22,000千円 ④一般貨物自動車運送事業者等	R8.4	R8.9
12	⑥中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備	中小企業等賃上げ環境整備支援事業	①エネルギーや資材等の物価高騰、従業員の賃金引上げ等に対応するため、生産性向上等を目的として、中小企業や小規模事業者が国の業務改善助成金などの交付決定を受けた場合、市独自の上乘せ補助を実施することで中小企業等を支援するもの。 ②事業所への助成金 6,000千円 ③国助成金等の補助対象経費の自己負担額分に対して補助率1/2 上限50万円、国助成金等を超えない金額 助成金平均 200千円×30事業所＝6,000千円 ④市内中小企業等	R8.4	R9.3
13	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	しいたけ生産促進事業	①高騰した椎茸の種駒に対する支援により、生産者の負担軽減並びに生産の維持・継続を図る。 ②種駒購入経費の一部 ③総事業費11,180千円(うち5,515千円に交付金を充当) 物価高騰対応分(B):5,515千円(1円/駒、107名分) 交付金 植菌意欲喚起分(C):5,515千円(1円/駒、107名分) 一般財源 生産技術向上分(C): 150千円(研修経費) 一般財源 ④原木椎茸の生産者で、年間3万駒以上の種駒を購入する者。	R8.4	R9.3